

小浜市立国富小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童に十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校における解決を図るための基本を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことのできる環境をつくるためのものです。

— 福井県いじめ基本方針より —

1 いじめ防止等の対策に関する基本的理念

- (1) 本校は、学校の教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、一人ひとりがいじめのない明るく楽しい学校生活を送れる環境づくりに努める。
- (2) 本校は、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的・計画的に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

— いじめ防止対策推進法より —

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 自己有用感を高める教育
 - ・一人ひとりの子どもの個性を伸ばし認め励ますことを通して、自分も相手もかけがえのない存在であることを気づかせ、互いを大切にしようとする態度を育てる。
- 道徳・人権教育の推進
 - ・教育活動のあらゆる場面において道徳教育や人権教育の充実を図り、人権尊重や思いやりの心を育てる。
- 体験活動の充実
 - ・行事やその他さまざまな体験活動などに目標を持って取組ませ、成就感や自己肯定感、仲間と協力することの大切さを体得させる。

(2) いじめの未然防止

- 授業改善
 - ・日々の教材研究はもとより、積極的な公開授業や校内研究を行い、どの子ども「できた」「わかった」という学ぶ喜びが実感できる授業づくりに努める。
- 心の居場所・絆づくり
 - ・あいさつや言葉遣い、けじめある行動など集団のルールをしっかりと守り、児童が安心して毎日の学校生活を送ることのできる学校や学級の学習環境づくりを行う。
 - ・縦割り班活動や異年齢集団活動、お年寄り、校区の特別支援学校との交流などを通して、立場のちがいを理解しながら、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- 校内研修体制
 - ・未然防止の取組みについて年間計画を作成し、毎年見直しを行う。
 - ・校内研修において職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発、防止のための

資質向上に努める。

- ・学期末に「取組み評価アンケート」、教師の自己評価を行うとともに、学校評価においていじめ対策の取組み状況を検証し、それらを活用して、PDCA サイクルによる取組みの見直しを行う。
- 保護者・地域との連携
 - ・PTA総会や地区別懇談会において本基本方針の説明及び啓発を行う。
 - ・学校のホームページにて本基本方針を公表する。
- 情報モラル教育の充実
 - ・インターネットや携帯電話の使用状況を調査し、実態把握に努める。
 - ・インターネットや携帯電話の正しい使い方、使用についての約束など保護者への啓発を行う。

(3) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
 - ・日常の観察または毎日の日記や生活ノート等から児童の心の変化に気づき、いじめのサインを見逃さないよう努める。
- 自己チェックの活用
 - ・毎日の帰りの会において一日の学校生活を振り返る「スマイルチェック」を実施し、担任が確認することにより、いじめの早期発見に努める。
- アンケートの実施
 - ・月1回いじめに関する実態調査として「心のアンケート」を実施し、担任が悩みや交友関係などを把握する。
- 教育相談の充実
 - ・学期に一度教育相談週間において児童と担任教師が個人面談を行い、直接話す機会を設ける。
 - ・「24時間いじめ相談ダイヤル」や相談機関を周知する。
- 保護者・地域との連携
 - ・家庭訪問や電話連絡等から連絡を密にし、保護者からの相談には迅速かつ誠実な対応で信頼関係を築く。
 - ・地域や関係団体の協力を得て、地域における児童の行動把握や問題解決に臨む。

(4) いじめの早期対応 ※「いじめが起きたときの緊急対応マニュアル」参照

(5) 重大事態への対処

- 重大事態の定義
 - ・いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
- いじめ防止対策推進法より —
- 重大事態への対処
 - ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
 - ・調査結果に対しては、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会 <常設>

○いじめ対策委員会

- ・いじめの未然防止について、日頃から指導の方針を協議し、方策や対策を決定する。

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があったときの対応
 - ・いじめの情報への迅速な共有
 - ・関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめサポート班立上げ

○いじめ対策委員会の構成員の役割

- ・それぞれの立場で、いじめが起きない魅力ある学校・学級づくりを進める。その上で、いじめの早期発見・早期対応に努める。

【責任者…校長（教頭）】

- ◇ いじめを許さない学校づくりの基本方針を明確に示す。
- ◇ 校内のいじめの実態把握に努める。
- ◇ 全校体制での取組みを推進する。
- ◇ P T Aや学校評議員会、関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

【生徒指導主事】

- ◇ いじめ対策委員会のコーディネーターを務め、いじめ未然防止の組織的な取組みを進める。
- ◇ 各学年の児童の状況を把握する。

【学級担任】

- ◇ 特別活動などの体験活動を通じて、児童間の心の結び付きを深める。
- ◇ 「自分の学級にもいじめはあり得る」との認識を持ち、児童の日々の生活や言動をきめ細かく観察する。

【教育相談担当 養護教諭】

- ◇ 学級担任が気付きにくい様々な問題の把握に努める。
- ◇ 把握した情報を担任や生徒指導、教頭や校長に伝え、いじめの未然防止に役立てる。

(2) いじめ対応サポート班 <特設>

○いじめ対応サポート班

- ・いじめが起きたときの対応や方針を決定する。

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童への対応
- 関係機関との連携
 - * 必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

○いじめ対応サポート班の構成員の主な役割

- ・いじめが起きたときには、管理職が先頭に立って解消を図る。

【責任者…校長（教頭）】

- ◇ いじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応を進める。
- ◇ P T Aや学校評議委員会、関係機関・団体との協力についても考える。

【生徒指導主事】

- ◇ 「いじめ対応サポート班」のリーダーを務め、実態に応じてチームを編成し、組織的な取組を進める。
- ◇ 各学年の児童の状況を把握し、学年のサポートに努める。
- ◇ 校長、教頭にいじめについての幅広い情報を報告し、率先して問題の解決に当たる。

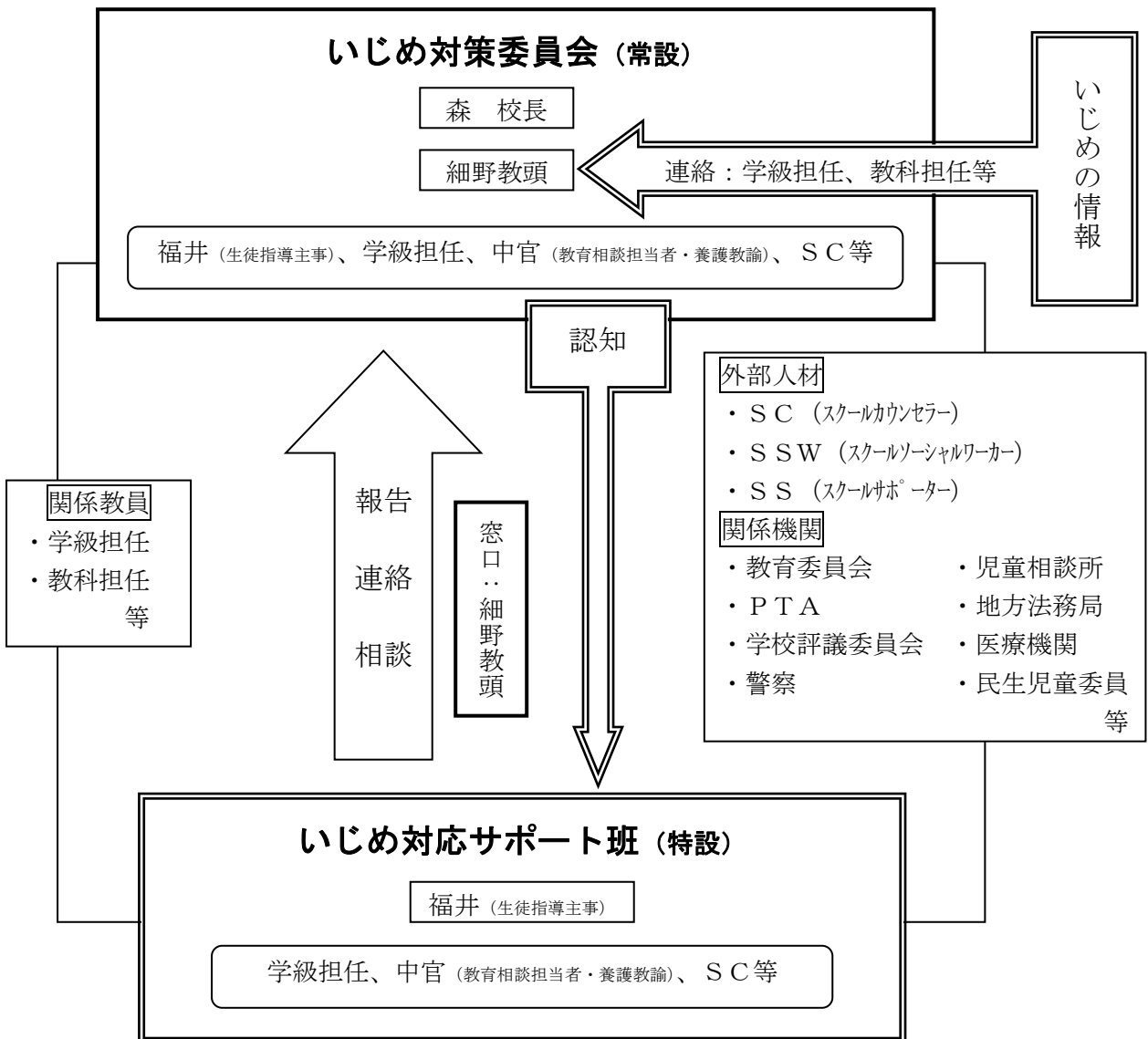
【学級担任】

- ◇ いじめが起きたり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、他の教員との連携を図る。
- ◇ 児童や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

【教育相談担当 養護教諭】

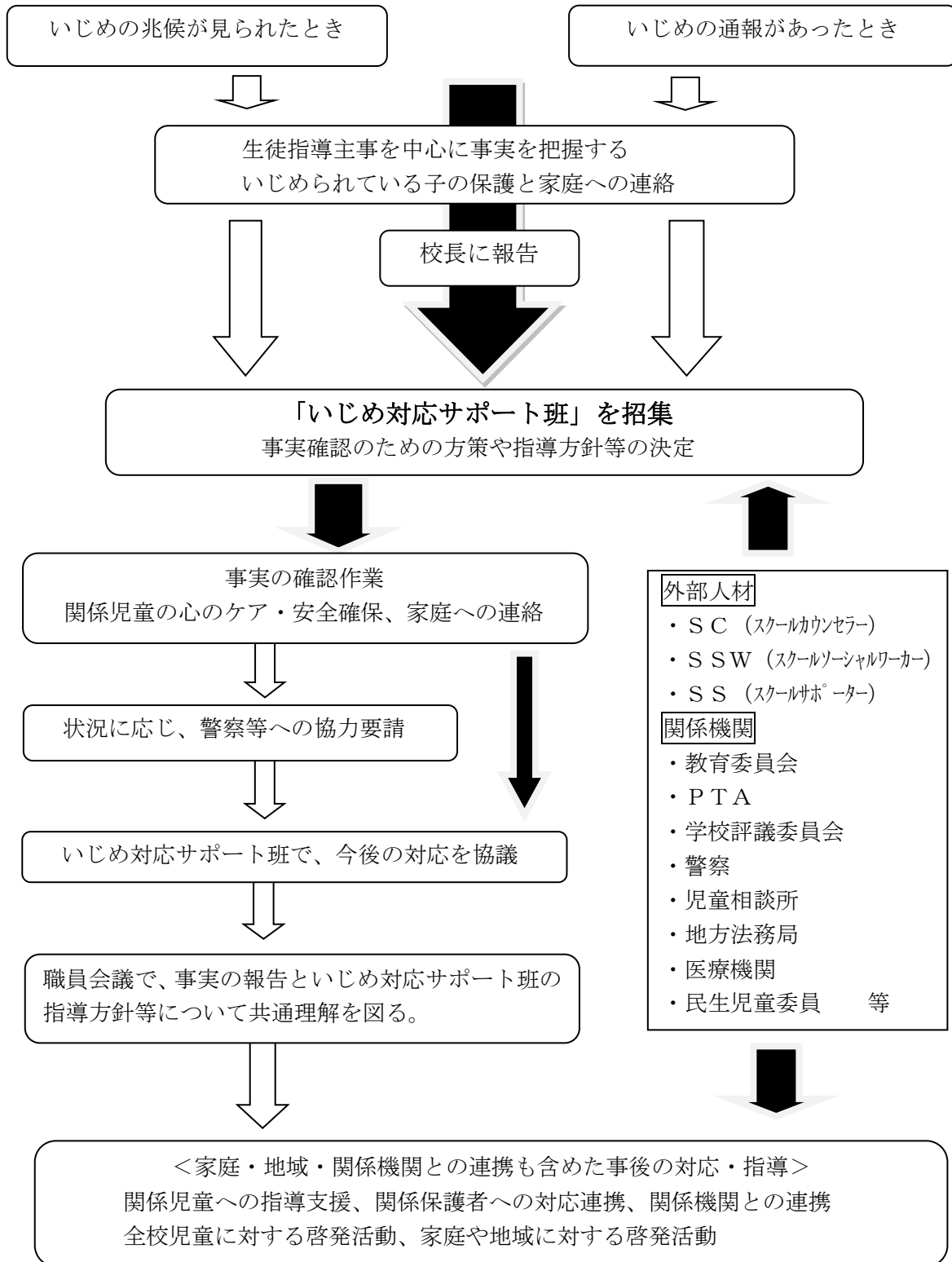
- ◇ 学級担任が気付きにくい様々な問題の把握をする。
- ◇ 把握したいじめの情報を保健日誌に継続的に記すとともに、的確に担任や生徒指導主事、教頭、校長に情報を伝える。
- ◇ いじめの実態に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図る。

組織図



【いじめ事案が起きたときの緊急対応マニュアル】

いじめの訴えがあった場合は緊急な事態といえる。生命を第一に考え、関係機関との連携を密にし、迅速に対応する。校長のリーダーシップの下、いじめ対応サポート班を中心に組織的に対応し、早期解決に向けた最善の方法を講じる



5 いじめ対策の年間行動計画